

令和2年1月30日

一般社団法人富山県建設業協会 御中

富山県生活環境文化部環境政策課

無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る
改正後の関係法令等の運用について

本県の環境行政の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげま
す。

さて、このことについて、環境省から別添写しのとおり連絡がありましたので、お知ら
せします。

つきましては、貴会員に対し周知くださるようお願いいたします。

[事務担当]

環境政策課廃棄物対策班 早坂

TEL:076-444-9618 (直通)

FAX:076-444-3480

E-mail: hideaki.hayasaka@pref.toyama.lg.jp